

平成29年度 第6回第3期日野市地域福祉計画推進委員会 議事要旨録

- 開催日時 平成30年2月22日(木) 18時30分～20時30分
- 場 所 日野市役所 庁議室
- 出席委員 委員14名(公募市民3名、学識経験者1名、福祉関係機関6名、市職員4名)
- 会議次第

1 開会

2 議題

地域福祉計画アクションプラン推進状況の報告・検証

- (1) 福祉の初期総合相談窓口の状況
 - (2) エリアごとのネットワークの仕組みづくりについて
(南平地区社協「ぶらっと南平」の活動実績と計画、新たな地区社協の展開等)
 - (3) 情報提供の工夫について
- 【資料1-1①】「福祉の初期総合相談窓口」の相談受付件数(平成26・27年度)
【資料1-1②】「福祉の初期総合相談窓口」の相談受付件数(平成28・29年度)
【資料1-2①】みらいと相談対応事例
【資料1-2②】ひとり親相談対応事例
【資料2】南平地区社協の活動実績・計画等について
【資料3】「地域福祉いきいき活動プログラム」評価・検証
【資料4】地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について(通知概要)
【資料5】「情報発信プログラム」アクションプランの評価・検証
【冊子】災害時お役立ちガイド

3 その他

- ・前回会議録について
- ・今後の予定

4 閉会

会議内容

1. 開 会

2. 議題

地域福祉計画アクションプラン推進状況の報告・検証

(1) 福祉の初期総合相談窓口の状況・生活困窮者自立支援制度について

説明員：福祉の初期総合相談窓口の相談受付件数の状況について説明します。セーフティネットコールセンターでは平成27年度に相談窓口を再構築して、生活困窮者等の相談を幅広く受けています。多くの方は様々な問題を複合的に抱えています。相談者だけでなく、世帯のほかの構成員も色々な問題を抱えている場合があります。相談窓口では聞き取りを入念に行い、相談者の訴えを把握し、個々の状況に応じて包括的に支援を行っています。

件数については延べ件数です。窓口が7、電話が3というのが概ねの割合です。平成26年度の数字については福祉の初期総合相談窓口が始まる以前の受付内容を相談として記載しています。29年度については4月から12月までの数字となっています。29年度のセーフティネットコールセンターで受け付けた自立支援の相談が252件、サテライト窓口で受け付けたものが443件、生活保護に関する相談は671件です。次に精神自立相談についてです。相談者は様々な問題を抱えていると申し上げましたが、その一つが心身の不調です。精神疾患が疑われ、なおかつ医療機関が未受診の場合もあります。精神保健福祉士、臨床心理士等有資格の専門相談員が支援にあたります。件数は45件です。家計支援は生活困窮者自立支援制度の任意事業です。生活困窮者の抱えている問題の中に、家計の管理をしっかりとできないというケースがあります。相談を受ける中で家計再建の必要が認められる相談者に対しては専門の相談員が支援することにより、相談者自身の家計管理能力を高め、長期の生活再建につなげていくものです。件数は74件です。ひとり親相談は全体で1184件です。離婚前に相談のあったものも含まれます。チャレンジ支援につきましては、低所得世帯の子どもの高校・大学を目指す際の塾の費用や受験料を貸し付けするものです。進学を果たした際には返済を免除されます。東京都の事業ですが、相談は区市町村で受付をすることになっています。

委員長：自立支援の相談についてはサテライトの件数がかなり多いように感じます。また、精神自立支援について精神保健福祉士等が対応していて件数も多いということは重要な点です。就労の数字はやや低いように思います。今後、就労につなげていくことが重要であり、出口問題が課題になります。

説明員：深刻化してから窓口に来られるケースが多く、初期総合相談窓口と言いながら初期で来られる方は多くありません。相談に来た時には既に打つ手がないケースもあります。また、お渡しした資料の就労の項目には生活困窮者自立支援やひとり親に関わるものは含まれていません。単に就労に関する相談を受けただけというものです。就労準備支援事業につきましては、30年度に必須化事業の動きがありましたが見送りになりました。しかし、重要であると考えています。ただ、30年度からは難しいので実施に向けて他市の事例を見たり聞いたりしながら進めたいと思っています。

委員長：色々な自治体の取り組みを見てきましたが、ハローワークだけでは難しいでしょう。豊中市は無料職業紹介所を活用しています。厚生労働省に届出をすれば設置することがで

きます。専門の民間相談員を4人雇用して、登録している800社の企業求職を扱っています。精神障害のある方は一日8時間一週間の労働が難しいので、それを半分に分けてほしい旨のお願いをしています。横浜の市議会議員の視察記録が一番わかりやすいです。

委員：特定の方に対する支援については、非常に難しいと感じます。

委員：先ほどの紹介していただいた事例は良い事例ではないでしょうか。うまくいかなかった事例についても知りたいです。

委員長：課題のある事例を出していただいてもよいのではないのでしょうか。十年二十年引きこもっていると精神疾患になるようです。ポイントは早い対応になると思います。精神疾患のある方は30代が一番多いです。病院に行っていない方も多いはずなので、アウトリーチはしっかりしましょう。本人がアウトリーチに行かない場合でも対応できる体制作りはしたほうがいいでしょう。

委員：70代の親と一緒に暮らしている40代の子供がいる家庭がありましたが、やはり病院には行きたがらなかったです。親は年金暮らしなので、自分に何かあったらどうしようと心配していました。ただ指をくわえてみているしかないのかと感じます。

委員長：セーフティネットコールセンターが付き添っていくなど、早い対応をした方がいいでしょう。また、この事例もそうですが、引きこもりの方は一回挫折をしている方が多いです。90年代の就職不況やリーマンショックを経験している世代です。今の日本社会では一回挫折をした方が常勤で就職するのは難しいです。

委員：男女比はどうなっていますか。

委員長：データのうえでは男性が多いですが、女性の場合は家族が家事手伝いさせているケースもあります。

委員長：障害児のいる家庭は母子家庭であることが多く、母親に負担がかかっています。明石市の市長が離婚の際の取り決めを夫婦間でしておくことを勧めています。養育費をしっかり払っている家庭は、おそらく日本は欧米に比べて低いのではないのでしょうか。

委員：相談受付件数のうち、1回だけで終わったケースと何回も継続しているケースとどちらが多いですか。

説明員：割合を算出するのは難しいです。一度終結したケースが別の入り口から入ってくるようなこともあります。一度来ていただいて二度目の約束をしてもきてもらえないケースもあります。

委員：人手は足りていますか。

説明員：マンパワーはいくらあっても余ることはないと思います。

委員：取捨選択はせざるを得ないのではないですか。

説明員：取捨選択はしていません。ただし、セーフティネットコールセンターの職員だけで対応をしているわけではなく、適切な部門につないでいます。

委員長：総合窓口は職員にとっては負担になります。

委員：障害の分野でも相談支援機関が増えました。例えば、そこに持ち込まれた就労したいという相談が実は家庭内暴力の問題を含んでいたり、相談を受けているなかで潜在的な部分が顕在化してくることもあります。障害プロパーの相談員だけでは困難なときがあります。スーパーバイズ機能が行政側にあるということも必要ではないのでしょうか。相談のセンターは増えていますが、その上部機能が必要だと思います。

委員長：スーパーバイザーは経験が求められます。経験年数のある方を行政が任命するなどの形や研修の実施などを行う必要があります。

(2) エリアごとのネットワークの仕組みづくりについて

- 委員：南平をもう一回見直してみようということで、商工会と一緒に南平の地図を作りました。イラストを描ける人がいたので協力をしてもらいました。南平の良いところを見つけようとして、この地図をもとにスタンプラリーをします。地区社協ができて2年が経ちました。ゼロから作り上げるのは楽しいですが、厳しさもあります。体制づくりをしっかり進めていこうと思っています。あせらず、あわてず、あきらめずをモットーにしていこうと思います。
- 委員：昨年度は地区社協の名前を知ってもらうため、色々な団体の活動に顔を出していました。今年度は主催事業を増やしていこうと思っています。子どもと高齢者の交流事業、子どもの居場所を考える会、南平地区23自治会との交流会、チャリティコンサートなどを実施しました。広報誌も9月に発行しました。次回は3月に発行する予定です。また、規約の改定を検討しています。地区社協は地域の各団体とのつながりが生まれ、課題について考える場になりつつあります。課題についてはまずはできることから取り組んでいきたいと思っています。今年度の新たな地区社協設立を目指していましたが、そこまでは進みませんでした。
- 事務局：地域福祉いきいき活動プログラムの評価・検証を行います。施策の方向をマル、バツ、サンカクで評価をしました。エリアごとのネットワークの仕組みづくりの推進については、気かけ運動の実施、災害ボラセンの立ち上げ、高齢者向け相談室の立ち上げなどを行いました。地域福祉人材の育成・発掘については、地域福祉活動のネットワークづくりとして、南平地区23自治会との懇談会を実施しました。また、地域における交流機会の充実として、アイマスク・車いす体験講座等を行いました。元気シニアの活動の場づくりについては、地域の担い手づくりの育成として地区社協役員のほかに自治会等から運営委員が9名参加サポートに入っています。ボランティア活動の推進として、なおBONまつり・歳末助け合いバザー等への協力支援を行いました。団塊世代をはじめとした元気シニアの活動の場づくりとしては主だった活動は行っておりません。活動へのインセンティブの工夫も一部未達成です。目標に向けて着実に歩んでいると思いますので、全体としては概ね達成と評価します。なお、次期計画については、改正された社会福祉法を踏まえて策定する必要があります。
- 委員長：昨年12月に厚生労働省の児童家庭局、老人保健局、社会援護局の3部局から連名で通知が発出されました。珍しいことです。通知自体は五十数ページに及びますが、一つのポイントは、今まで対象者の属性に応じて体制を分けてきた厚生労働省が、その垣根を払おうとしたことです。それは区市町村に対しても、また住民に対してもそのような要求をしています。改正された社会福祉法第106条の2に「相談支援を担う機関は自らでは解決が難しい地域生活課題を把握した場合、他機関へとつなぐ」という文言があります。この地域生活課題という概念が重要だと思っています。それは地域によっても色々です。日野市ではそういった事例は少ないかもしれませんが、地方では買い物が困難です。公共交通機関がないからです。また、これは日野市でもあると思いますが、認知症の高齢者の交通事故という新しい問題が発生しています。中野区では自治会の役員が、空き家が危ないので巡回しています。犯罪者が住んでしまうそうです。こういった地域の生活課題を把握した場合、色々な機関で連携することが大事です。市町村における包括的な支援体制の整備の推進が努力義務になります。住民に身近な圏域において、住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる。相談を包括的に受け止めることができる体制、これは第二期地域福祉計画策定時に本村さんのところをお願いをしていました。本村さんのところだからできたという結論になりましたが、これをど

うやっって展開していくか。日野市方式を考えていく必要があるでしょう。また、他機関の協働による包括的な支援体制の構築に関する事項を計画に盛り込まなくてははいけません。また、計画も進行管理をしなくてははいけません。この点については、日野市はできています。地域福祉計画に盛り込むべきこととして、非常に多くの項目があります。「様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保を目的とした福祉以外の様々な分野との連携に関する事項」についての項目もあります。進んでいるのが農業と福祉の連携が進んでいる自治体です。協議会もできています。拠点整備についての項目もあります。自治体は住民に頑張りなさいというのですから、拠点は整備してよと住民側としては言いたくなるでしょう。財源は難しい問題です。行政からの補助については今後厳しくなるでしょう。子どもの貧困に関して社協が募金活動をしています。努力していかないといけません。地域福祉計画はさらにバージョンアップをしなくてははいけません。2025年は迫ってきています。

委員：南平で高齢者が行方不明になりました。南平ふれあいサロンに、たまたまその人の写真があったので、地域包括支援センターにもっていきました。4時間後に平山橋の方に歩いているのが見つかりました。

委員長：介護保険の計画や障害福祉の計画も含めて、次回情報提供をしてください。

委員長：65歳以上の高齢者の方で自治会の活動、スポーツ趣味等で地域活動に参加をしていない方は、中野区の調査によると72パーセントいるそうです。日野市の数字はわかりませんが、都市部は似たり寄ったりではないでしょうか。都市部は介護認定で言いますと、軽度の介護認定の方が農村部に比べて多いです。地域の活動に参加をせず家にいるからです。住民活動は重要です。社協で、サロン活動は何人が参加しているのか、日野市の65歳以上の人口は何人で、老人クラブの会員は何人いるのか、参加していない層がどれくらいいて、どうアプローチをするのか。果たしてこれからサロンだけで大丈夫か。サロンはほとんど女性です。男性の行き場がないでしょう。

委員：うちのサロンでは月に300人きますが、男性が100人です。マージャンや囲碁を取り入れたら男性が増えました。

委員長：そういうサロンはほとんどないと思います。

委員：農村や漁村でしたら生産活動に携われるので高齢者でもやることありますが、都市部はサラリーマンが多いです。定年を迎えたらやるものがなくなってしまいます。生産活動ができるような雰囲気があるといいのですが。

委員：南平地区社協は自治会とタイアップしているのですか。

委員：タイアップはしていないのですが、関わりは持っています。自治会も解散をしていくなかで危機感を覚えています。交流を強めていきたいと思っています。

(3) 情報提供の工夫について

事務局：市が行っている情報提供については前回の報告時に比べ、全体的に制度説明のリーフレットやチラシの新たな作成や配布場所の増加の傾向がみられます。よって、市は引き続き情報提供の工夫を行っているといえます。

事務局：前回の委員会にご質問のあった災害時の対応についてお話しします。お配りした災害時お役立ちガイドをご覧ください。地震の時と雨の時では対応が異なります。地震の時はあらかじめ準備することができないので、起こった後の対応になります。家事や倒壊の危険がある場合は、地震災害時の指定緊急避難所に避難をしていただきます。そのあと、様子を見て自宅での生活再開が難しそうな場合、市の職員もいる最寄りの指定避難所に避難します。さらに配慮が必要な方は福祉避難所に避難します。大雨が降る予報の時は、

急なゲリラ豪雨でない限り準備ができますので、日野市では避難準備態勢情報というところから一般の方にお知らせをしています。避難が必要になると、避難に時間のかかる方や配慮を要する方に早めの避難を促します。非常に危険な際は、住民の方全員に避難勧告を出します。被害が出そうな場合は避難指示を出します。お伝えする方法は行政無線です。聞き取りにくい部分もありますので、音声自動応答サービスによって電話でお伝えできます。ホームページ等でもお知らせします。自動音声電話でのお知らせを限定された方にお知らせします。要介護3以上の方及び高齢者のみの世帯で災害時に支援を必要とするとされ、登録をされている方です。視覚障害の方も登録されています。

委員：電気が使えなくなったときはどうなるのですか。

事務局：スマートフォンなどは確認できるのですが。

委員：高齢者は持っていません。

委員：ガラケーでもできるのですか。

事務局：はい。

委員：自動電話については、なるべく早めに避難の準備をしていただくものです。二日前や一日前、ある程度余裕をもって電話をしています。

委員：これは全戸配布をしているのですか。

事務局：対象者2900名には既にお配りしています。制度案内も広報等で行っています。窓口にもパンフレットを置いています。

委員長：一般市民向けではないのですか。

事務局：登録してもらえればどなたにも情報がいきます。

委員：支援を必要としていなくても高齢者は情報を得ることができないこともあるのではないのでしょうか。

委員：日野市内でどこに井戸水があるのかマップが必要です。

委員：防災では掴んでいると思います。

委員長：防災関係は皆さん関心が深いようです。次回情報提供をお願いします。

3 その他

○前回会議録について

・特になし

○今後の予定

4 閉会